

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
第3章 町長等と議会及び議員の関係 (町長等と議会及び議員の関係) 第6条 議会は、町政運営を常に監視及び評価し、町長、<u>教育長その他執行機関の長</u>(以下「町長等」という。)<u>及び執行機関関係職員</u>_____とは、常に緊張関係を保持するよう努めなければならない。 2 本会議又は委員会等において、議員の質問又は質疑に_____答弁をする者は、論点又は争点を明確化し議論を深めるために、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。 3 議員は、<u>法律</u>で規定されている場合を除き、町長等の指揮下にある審議会<u>その他の附属機関</u>の委員として就任しない。	第3章 町長等と議会及び議員の関係 (町長等と議会及び議員の関係) 第6条 議会は、町政運営を常に監視及び評価し、町長_____及び執行機関関係職員(以下、「町長等」という。)<u>等</u>とは、常に緊張関係を保持するよう努めなければならない。 2 本会議<u>及び委員会</u>において、議員の質問又は質疑に<u>対して</u>、町長<u>等</u>の答弁をする者は、論点_____を明確化し議論を深めるために、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。 3 議員は、<u>法</u>で規定されている場合を除き、町長等の指揮下にある審議会、_____附属機関<u>へ</u>の委員として就任しない。